



福岡医発第 3230 号 (地)
令和 6 年 3 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起時における協力について

今般、福岡県環境部環境保全課より同保健医療介護部医療指導課を通じて、
標記注意喚起時における周知協力依頼がありました。

本県では、PM2.5が暫定指針値 (日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えると予想される
場合に別添のとおり注意喚起が行われることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくととも
に、呼吸器系・循環器系疾患を有する患者に注意喚起が行われるよう、貴会会
員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、県の防災情報等メール配信システムである「防災メール・まもるく
ん」及び「県公式LINE」においても、注意喚起情報等が配信されるとのこ
とです。

小郡三井医師会より

広報担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

5 医 指 第 2 5 1 2 号
令和 6 年 2 月 1 6 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県歯科医師会
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
公益社団法人福岡県看護協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起時における対応について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、本県環境部環境保全課から、別添のとおり依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

公印省略

5 環 保 第 1 6 7 3 号
令和 6 年 1 月 2 9 日

保健医療介護部医療指導課長 殿

環境部環境保全課長
(大気係)

微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起時における対応について (依頼)

本県では、微小粒子状物質 (PM2.5) が暫定指針値 (日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えると予測される場合、別紙のとおり注意喚起を行うこととしております。

つきましては、PM2.5 注意喚起時における医療機関への周知につきまして、引き続き御協力をお願いします。

また、当課では、下記のとおり PM2.5 等に関する情報を「県公式 LINE」及び「防災メール・まもるくん」により情報配信しておりますので、医療機関に周知していただきますよう併せてお願いします。

記

1 県公式 LINE による情報配信内容

(1) 光化学オキシダント (Ox)、PM2.5、黄砂の高濃度予測情報

当日～2 日後に Ox、PM2.5、黄砂が高濃度になると予測される場合に、その予測時間帯等を午前 9 時頃に配信します。

(2) 注意報等の発令情報

PM2.5 注意喚起時に情報を配信します。

2 防災メール・まもるくんによる情報配信内容 ※予測情報は配信しておりません

(1) 注意報等の発令情報

PM2.5 注意喚起時に情報を配信します。

【問合せ先】 環境部環境保全課大気係 電話 092-643-3360 (内線:3434) FAX 092-643-3849 E-mail taiki@pref.fukuoka.lg.jp
--

微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起について

1 概要

環境省の「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が示した暫定的な指針に基づき、本県では、平成25年3月9日からPM2.5に関する注意喚起を行うこととしており、同年12月6日からは早朝の判断に加え、午後の早い時間にも注意喚起の判断を行っています。

また、環境省において「微小粒子状物質（PM2.5）に関する「注意喚起のための暫定的な指針」に係る判断方法の改善について（第2次）」が取りまとめられ、本県では平成26年12月18日から、注意喚起の解除判断を行うとともに、従来の早朝の判断方法を見直しました。

2 PM2.5に関する注意喚起のための暫定的な指針値

日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超

〔参考〕環境基準：日平均値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

3 注意喚起の方法

(1) 注意喚起を行う地域

県内を4地域（北九州地域、福岡地域、筑後地域、筑豊地域）に分け、地域毎に注意喚起を実施

地 域	市 町 村
北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荍田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町
筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

(2) 注意喚起の判断方法

判断基準と方法		
① 午前中早めの時間帯で判断		
同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合		暫定指針値を超えると予測し、 <u>午前8時を目途に、地域毎に</u> 注意喚起を実施
② 午後からの活動に備えた判断		
同一地域内の1測定局でも、午前5時から12時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合		暫定指針値を超えると予測し、 <u>午後1時を目途に、地域毎に</u> 注意喚起を実施

(3) 注意喚起の解除の判断方法

判断基準と方法		
注意喚起を実施した地域内にある判断基準値を超過した全ての測定局において、PM2.5濃度の1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合		当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮して、注意喚起を解除 ※ PM2.5濃度が解除条件まで改善しない場合、午前0時をもって自動解除

(4) 注意喚起の方法

- 県ホームページに注意喚起情報を掲載（「トップページ」のトピックスに掲載）
- 「防災メール・まもるくん」による県民等への注意喚起を実施
- 「県公式LINE」による県民等への注意喚起を実施
- 報道機関に対する注意喚起情報の提供
- 市町村、関係機関等への通知

(5) 注意喚起の内容（行動の目安）

- 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- 換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。
〔 高感受性者(呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等)はより慎重な行動が望まれる。 〕

4 PM2.5に関する情報

[福岡県ホームページ]

- 微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pm25-tyuuikanki.html>
- 福岡県の大気環境状況（PM2.5等の速報値）
<http://www.taiki.pref.fukuoka.lg.jp/homepage/Nipo/0yWbNpKm0151.htm>

[環境省ホームページ]

- 微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報
<https://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>